

鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例施行規則
の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 19 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男



鹿屋市規則第 16 号

令和 8 年 3 月 19 日 決 裁

鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年鹿屋市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表中「30 k m以上」を「30 k m以上35 k m未満」に改め、同表に次のように加える。

35 k m以上40 k m未満	1, 242円
40 k m以上45 k m未満	1, 371円
45 k m以上50 k m未満	1, 500円
50 k m以上55 k m未満	1, 619円
55 k m以上60 k m未満	1, 738円
60 k m以上65 k m未満	1, 857円
65 k m以上70 k m未満	2, 009円
70 k m以上75 k m未満	2, 176円
75 k m以上80 k m未満	2, 342円
80 k m以上85 k m未満	2, 509円
85 k m以上90 k m未満	2, 676円
90 k m以上95 k m未満	2, 838円
95 k m以上100 k m未満	3, 000円
100 k m以上	3, 161円

第13条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 第1項又は前項に規定するパートタイム会計年度任用職員で、自動車等の駐車のための施設（以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするものの駐車場等に係る費用弁償の額は、支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額とする。
- 4 この規則に定めるもののほか、駐車場等に係る費用弁償を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲及び支給額、駐車場等の要件その他駐車場等に係る費用弁償の支給に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和８年４月１日（以下「施行の日」という。）から施行する。
- 2 改正後の鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例施行規則第13条の規定は、施行の日以後の勤務に係る費用弁償から適用し、同日前の勤務に係る費用弁償は、なお従前の例による。